

神戸山手大学及び神戸山手短期大学 研究倫理基準（行動規範）

平成19年10月23日制定

（目的）

第1条 神戸山手大学及び神戸山手短期大学（以下「本学」という。）は、本学における学術研究が科学的及び社会的にみて適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき行動及び態度の倫理的基準をここに定める。

（研究者の定義）

第2条 本基準における「研究者」は、本学の専任教育職員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても研究に関わるときには「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見及び発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究者の倫理）

第3条 研究者は、研究に際し次の事項を遵守する。

- (1) 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により、研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- (2) 研究者は、人間の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約、条約等及び国内の法令、告示等、合わせて本学の諸規程を遵守しなければならない。
- (4) 自国のみならず、他国の文化、伝統、価値観、慣習、規律の多様性に留意し、かつこれを尊重し、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などにより差別的な取扱いをしてはならない。
- (5) 研究者としての自覚をもって、自己の研究を管理遂行し、研究者としての能力と水準の維持向上をめざし、他分野の専門領域を尊重するとともに自己研鑽に努めなければならない。
- (6) 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いを尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者に対しても十分な配慮を持って接し、学生が共に研究活動に関わる場合は、学生が不利益を蒙らないよう配慮しなければならない。
- (7) 研究者は、自己の研究計画、研究活動、研究目的等を明瞭に説明できるよう心がけ、研究成果の公表と社会への還元に積極的に努めなければならない。

（研究遂行課程における留意事項）

第4条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等をその目的に必要な範囲において収集しなければならない。

2 研究者が、人間の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて

研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法などについてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。なお、組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も準ずるものとする。

- 3 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、取扱いに注意し、漏洩防止に努めなければならない。
- 4 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等について、消滅、改ざん、漏洩などを防ぐための措置を講じ、適切な期間保存しなければならない。ただし、法令等で保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。
- 5 研究において、研究装置や機器等及び薬品や材料等を用いる場合は、その最終処理まで含めて、研究環境の安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表における留意事項)

第5条 研究成果発表における不正な行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、データ等の捏造及び改ざん、盗用等の不正行為をしてはならない。

- 2 研究者は、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解を与える表現等は避けなければならない。

(研究費に関する留意事項)

第6条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国及び地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正かつ効率的な使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令、当該研究費の使用規程、本学諸規程等を遵守し、証憑書類等を適切に管理し、公正な使用に努めなければならない。
- 3 研究者は、競争的研究資金により交付された研究費を、当該研究以外の目的に流用してはならない。

(他者の研究業績評価)

第7条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第8条 本学は、研究者の研究倫理意識を高めるために、本基準を学内に周知徹底し、必要な啓発、具体的遂行のための諸規程の整備等に努め、この基準の改廃及び研究倫理に関する施策、措置等は、教授会で審議して決定するものとする。

- 2 研究に関して不当、不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等は、総務・企画課が窓口となり、受付ける。

(事務)

第9条 この基準に関する事務は、総務・企画課が取扱う。

附 則

この基準は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。